

第1章 計画の概要

I 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18（2006）年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進し、それまで「個人の問題」とされがちであった自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

そうしたなか、平成 28（2016）年に「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的に推進するため自殺対策基本法が改正されました。

これにより、自殺対策の基本理念を「生きることの包括的な支援」とし、誰もが必要な支援を受けることができるよう、すべての市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務づけられました。本市においても平成 30（2018）年度に「深谷市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進してきたところです。

国全体での取組により、全国において平成 15（2003）年に3万人台であった自殺者数が令和元（2019）年に約2万人台まで減少しました。しかし、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で状況に変化が生じ、自殺者数が増加に転じるなど自殺への懸念が再び大きくなっています。本市においても、令和元（2019）年まで経年で低下していた自殺死亡率について、令和2（2020）年以降、増加傾向にあります。

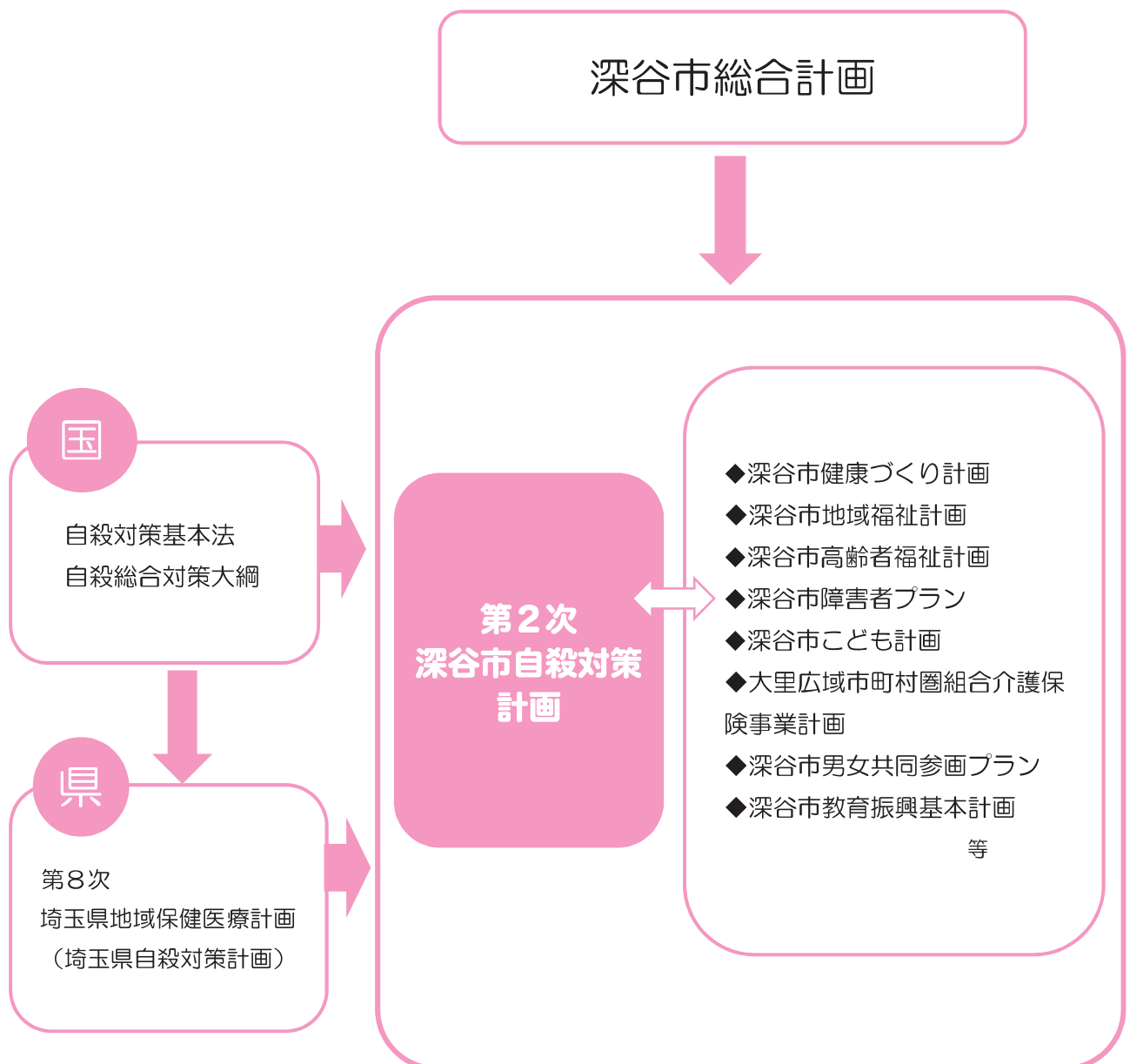
このようななか、平成 30（2018）年度に策定した深谷市自殺対策計画が令和 6 年度に計画終期を迎えることから、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月閣議決定）及び本市における自殺の現状と特性を踏まえ、自殺対策をより一層推進するために「第2次深谷市自殺対策計画」を策定しました。



Ⅱ 計画の位置づけ

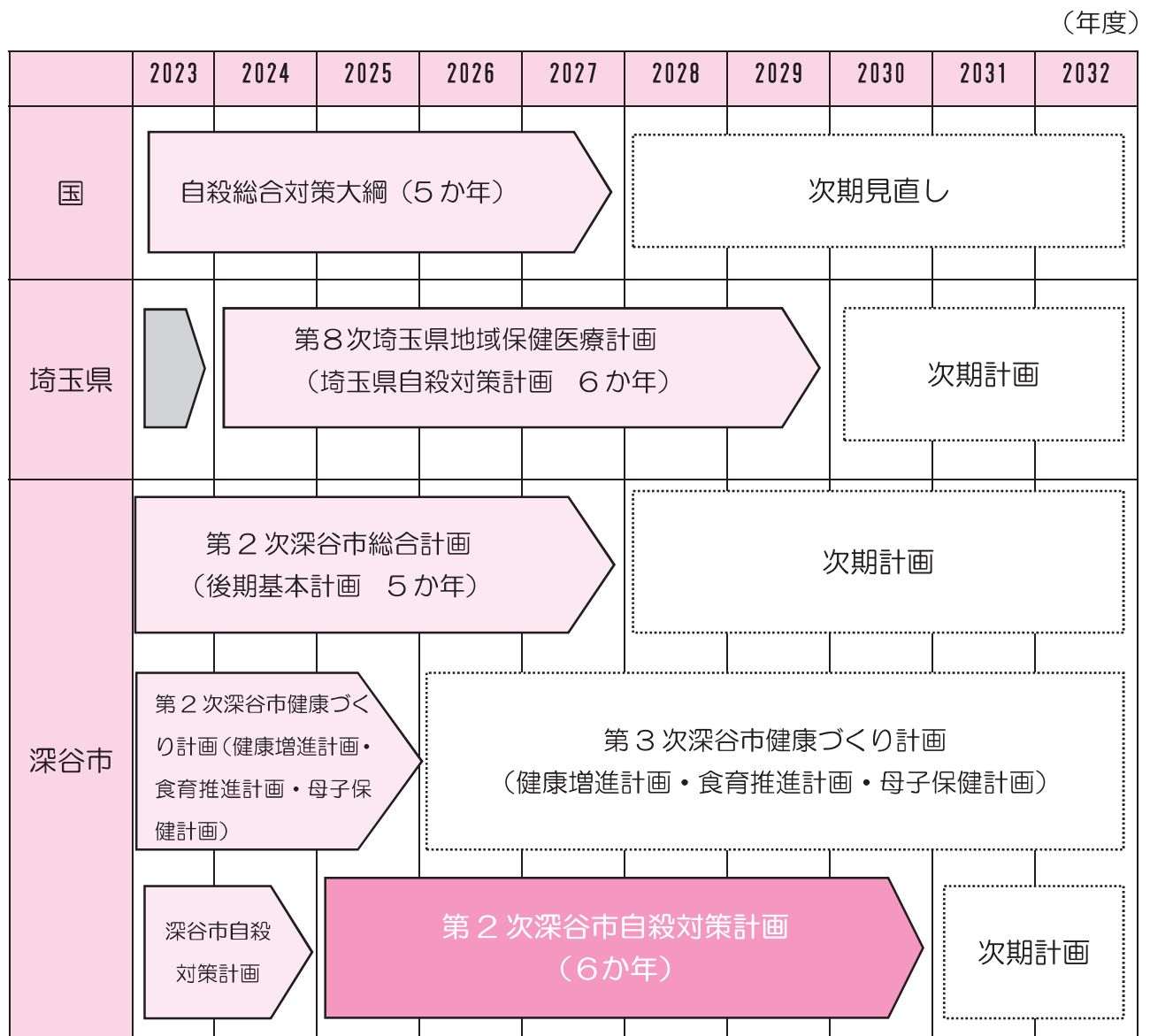
本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に定める「市町村自殺対策計画」であり、本市の自殺の実態に応じた自殺対策を進めるための方向性や目標を定めるものです。

また、国の自殺総合対策大綱及び第8次埼玉県地域保健医療計画（埼玉県自殺対策計画）を勘案し、本市の上位計画である「深谷市総合計画」及び、「深谷市健康づくり計画」や自殺対策に関連する他の計画と整合を図るものとします。



Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの6か年とします。なお、社会情勢の著しい変化や国・埼玉県の方針の変更があった場合、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



Ⅳ 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGs は国連サミットで採択された「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す国際社会共通の目標です。

この考えは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、生きることの包括的な支援により一人ひとりの命を守るという自殺対策の考えと合致するものです。

また、本市では、「第2次深谷市総合計画（後期基本計画）」において、SDGs の視点により各施策を推進することで、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

このため、本計画においても SDGs の目標のうち、特に関連性のある「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を念頭に、目標の達成を目指します。

【SDGs の17の目標の図】

